

生産行程管理業務規程

平成 28 年 5 月 16 日

1 作成者

住所(フリガナ) : (〒100-6832) ^{トウキョウトチヨダクオオテマチ}東京都千代田区大手町1-3-1

名称(フリガナ) : ^{ゼンコクノウギョウキョウドウクミアイレングウカイ}全国農業協同組合連合会

代表者(管理人の氏名) : 代表理事理事長 成清 一臣

ウェブサイトのアドレス : <http://www.zennoh.or.jp/index.html>

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等 : その他果菜類 (とうがらし (青とう))

3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ) : ^{マンガンジアマ}万願寺甘とう

4 明細書の変更

生産者団体「全国農業協同組合連合会」(以降、「連合会」と称する。)は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

生産行程管理業務の実務全般については、連合会の京都府本部 (以下「連合会京都府本部」と称する。)が実施することとし、必要に応じて、京都府農業協同組合中央会、京都丹の国農業協同組合、JA 京都にのくに万願寺甘とう部会等に業務を委託する。

(1) 品種の確認

連合会京都府本部は、品種「京都万願寺 2 号」及び在来種の万願寺とうがらしの種苗を管理する。採種については、原則として京都丹の国農業協同組合と JA 京都にのくに万願寺甘とう部会が採種ほ場において行ない、育苗については連合会京都府本部が契約に基づき種苗会社等に委託して行うこととする。

連合会京都府本部は、生産者からの申込みを受けて、当該品種の苗を配付することとし、申込み・配布の状況を記録する。

連合会京都府本部は、この申込・配付の記録を照らし合わせて、生産者が当該品種を使用していることを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

連合会京都府本部は、生産者に、ほ場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した

栽培履歴を作付単位毎に作成させ、京都丹の国農業協同組合の確認責任者（以下「確認責任者」と称する。）及び京都農業協同組合中央会のこだわり認証検査員がその記載内容を確認することにより、栽培の方法を遵守していることを確認する。

また、連合会京都府本部は、年1回、確認責任者による生産者に対する現地調査を実施することにより、生産地、品種、栽培の方法を遵守していることを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、連合会京都府本部は、臨時に現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

生産者自らが選別を行った「万願寺甘とう」は、京都丹の国農業協同組合が指定する共同選果場に出荷することとし、この際に確認責任者又は選果場職員（以下、「確認責任者等」と称する。）が（1）及び（2）の記録を確認するとともに、選別状況を確認することで、出荷規格を遵守していることを確認し、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

連合会京都府本部は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告については、京都丹の国農業協同組合又はJ A京都にのくに万願寺甘とう部会を通じてすることもできるものとする。

なお、警告を受けた生産者がこれに従わない場合には、連合会京都府本部は、当該生産者の生産したとうがらしについて、「万願寺甘とう」としての出荷を停止するとともに、当該生産者への品種「京都万願寺2号」及び在来種の万願寺とうがらしの苗の配付を一定期間、禁止することもできるものとする。

(2) 出荷規格について

連合会京都府本部は、出荷規格を満たさないとうがらしを発見した場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告については、京都丹の国農業協同組合又はJ A京都にのくに万願寺甘とう部会を通じてすることもできるものとする。

また、連合会京都府本部は、出荷規格を満たさないとうがらしについては、「万願寺甘とう」及び登録標章（以下「G Iマーク」と称する。）を付した状態で出荷（販売）しない。

なお、警告を受けた生産者がこれに従わない場合には、連合会京都府本部は、当該生産者の生産したとうがらしについて、「万願寺甘とう」としての出荷（販売）を停止するとともに、当該生産者への品種「京都万願寺2号」及び在来種の万願寺とうがらしの苗の配付を一定期間、禁止することもできるものとする。

(3) 明細書適合性の確認と指導について

連合会京都府本部は、年1回、出荷開始前に生産者を集めた研修会を実施し、出荷規格や品質の統一について周知徹底を図るとともに、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG Iマークの適正な使用についても周知徹底を図ることとする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 連合会京都府本部は、前記5(3)の確認の際に、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準を全て満たしているとうがらしについてのみ、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG Iマークが使用している出荷用段ボール箱、袋その他の容器・包装材に箱詰め・袋詰めするものとする。

なお、箱詰め・袋詰め作業については、原則、共同選果場において、確認責任者の立ち会いの下、行うこととする。

(2) 連合会京都府本部は、(1)の確認の際に、以下のとうがらしがないことを確認する。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないとうがらしであるにもかかわらず、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG Iマークが使用されているとうがらし
- ② 地理的表示である「万願寺甘とう」のみが使用されているとうがらし
- ③ G Iマークのみが使用されているとうがらし
- ④ 地理的表示である「万願寺甘とう」に類似する表示又はG Iマークに類似する標章が使用されているとうがらし

8 地理的表示等の使用の指導

連合会京都府本部は、上記7の(2)の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、地理的表示等の修正を行うとともに、確認責任者等に対し、再発防止を求める。

- (1) 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないとうがらしであるにもかかわらず、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG Iマークが使用されている場合
- (2) 地理的表示である「万願寺甘とう」のみを使用している場合
- (3) G Iマークのみを使用している場合
- (4) 地理的表示である「万願寺甘とう」に類似する表示又はG Iマークに類似する標章を使用している場合

9 実績報告書の作成等

連合会京都府本部は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
連合会京都府本部が作成した適合性の確認及び地理的表示等の使用の確認に関する記録。
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

連合会京都府本部は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、連合会京都府本部の事務所(京都府京都市所在)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 品種の申し込み・配付状況の記録
- (2) 生産者が作成し、提出した栽培履歴
- (3) 共同選果場の選果作業に関する記録

11 連絡先

住所又は居所: [Redacted]

宛名: [Redacted]

担当者の氏名及び役職: [Redacted]

電話番号: [Redacted]

ファックス番号: [Redacted]

電子メールアドレス: [Redacted]

◆防除記録

1. 苗床防除 【種苗業者の農業使用暦はJAで記入】

農薬名	対象病害虫	使用倍率	散布日①	散布日②	農薬名	対象病害虫	使用倍率	散布日①	散布日②
カスケード乳剤	ミナミキイロアザミウマ	4,000	2/28	/	アティオン乳剤	アブラムシ類・タバコガ	3,000	3/25	/
モスピラン水溶剤	アブラムシ類	8,000	3/21	/					

※農薬成分使用回数は、通算23回です。育苗時の使用を差し引いた回数が本圃での限度です。

2. 圃場防除 【栽培期間中での農業散布の有無 有・無】 実際使用(散布)された薬液量を書いてください。

農薬名	対象病害虫	使用倍率	使用時期	使用回数 1a当たり 散布量	1	2	3	4	5	6	7	購入先
アーデント水和剤	アブラムシ類・ハダニ類 ミカンキイロアザミウマ	1,000倍	収穫前日 まで	2回以内 15~30g	/	/						JA その他
アカリタッチ乳剤	ハダニ類 うどんこ病	1,000~ 3,000倍 2,000倍	収穫前日 まで	10~40g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
アティオン乳剤	アブラムシ類 タバコガ	2,000~ 3,000倍 2,000倍	収穫7日前 まで	2回以内 10~30g	/	※育苗時に使用しているため、本圃での使用回数は1回以内						JA その他
アドマイヤー1粒剤	アブラムシ類 アザミウマ類	1~2g/株 植穴又は株元土壌混和	定植時	1回	/	3回以内(育苗後期株元散布(1g/株)又は定植時の土壌 混和は合計1回以内、散布は2回以内)						JA その他
アドマイヤー 顆粒水和剤	アブラムシ類 アザミウマ類	5,000~ 10,000倍	収穫前日 まで	2回以内 10~30g	/	/						JA その他
アフーム乳剤	オオタバコガ	2,000倍	収穫7日前 まで	2回以内 10~30g	/							JA その他
アルバリン顆粒水溶剤 スタークル顆粒水溶剤	アブラムシ類 アザミウマ類 コナジラミ類	3,000倍 2,000倍 3,000倍	収穫前日 まで	2回以内 10~30g	/	/						JA その他
オリゼメート粒剤	うどんこ病 斑点病	5~10g/株 植穴土壌混和	定植時	1回	/							JA その他
コテツフロアブル	オオタバコガ・ハダニ類 ミナミキイロアザミウマ ミカンキイロアザミウマ	2,000倍	収穫前日 まで	2回以内 10~30g	/	/						JA その他
サンヨール	アブラムシ類 うどんこ病	500倍	収穫前日 まで	4回以内 10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
チェス顆粒水和剤	アブラムシ類	5,000倍	収穫前日 まで	3回以内 10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
トリフミン水和剤	うどんこ病	4,000~ 5,000倍	収穫前日 まで	5回以内 10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
結着くん液剤	アブラムシ類・ハダニ類 コナジラミ類	.100倍	収穫前日 まで	15~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
バリアド 顆粒水和剤	アブラムシ類	4,000倍	収穫前日 まで	3回以内 10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
プレオフロアブル	タバコガ類 ミナミキイロアザミウマ	1,000倍	収穫前日 まで	2回以内 10~30g	/							JA その他
モスピラン顆粒水溶剤	アブラムシ類	8,000倍	収穫前日 まで	2回以内 10~30g	/	※育苗時に使用しているため、本圃での使用回数は1回以内						JA その他
モベントフロアブル	アブラムシ類・コナジラミ類 アザミウマ類・ハダニ類 チャノホコリダニ	2,000倍	収穫前日 まで	3回以内 10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
ラーイ水和剤	うどんこ病 斑点病	4,000~ 6,000倍	収穫前日 まで	4回以内 15~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
ランマンフロアブル	疫病	2,000倍	収穫前日 まで	4回以内 15~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
ロプアール水和剤	灰色かび病	2,000倍	収穫3日前 まで	2回以内	/	/						JA その他
★インプレッション 水和剤	うどんこ病 灰色かび病	500~ 1,000倍	発生前~ 発病初期	—	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★カリグリーン	うどんこ病 灰色かび病・さび病	800~1,000倍 800倍	収穫前日 まで	10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★サンクリスタル乳剤	ハダニ類・うどんこ病 アブラムシ類・コナジラミ類	300~600倍 300倍	収穫前日 まで	15~50g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★ジーファイン水和剤	うどんこ病 軟腐病・白さび病	750~1,000倍 1,000倍	収穫前日 まで	15~50g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★スラゴ	ナメクジ類 カタツムリ類	— 発生あるいは加害を受け左 場所又は株元に設置	発生時	1~5g/m ²	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★ハーモメイト水溶剤	灰色かび病・さび病 うどんこ病	500倍 800~1,000倍	収穫前日 まで	15~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★フローバックDF	ハスモンヨトウ・ヨトウムシ オオタバコガ コナジラミ・アオムシ	1,000倍 1,000~ 2,000倍	発生物期 但し 収穫前日まで	10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★ボトキラー水和剤	うどんこ病 灰色かび病	1,000倍	発生前~ 発病初期	15~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
★Zボルドー	斑点細菌病・軟腐病・べと 病・腐敗細菌病・炭腐病	500倍	—	10~30g	/	/	/	/	/	/	/	JA その他
					/	/	/	/	/	/	/	JA その他
					/	/	/	/	/	/	/	JA その他
					/	/	/	/	/	/	/	JA その他
					/	/	/	/	/	/	/	JA その他
					/	/	/	/	/	/	/	JA その他

※ 農薬名の頭に「★」印が付いている農薬は、使用回数にカウントされません。

【2016. 02. 10現在】

平成28年度 万願寺甘とう【ハウス栽培】栽培管理記録簿

(4月上旬配布苗・2号用)

初回
受付日 / 印

京都丹の国農業協同組合
富農経済センター

生産者	住 所				
	氏 名	Ⓜ			
	電話番号	0773 - - - -			
圃 場	所在地				
ハウス No.	栽培面積	a	定植 本数	本	
定植日	月 日	收穫開始日	月 日		

JA等 確認 責任者	/	/	/	/	/
	印	印	印	印	印
	/	/	/	/	/
	印	印	印	印	印
	/	/	/	/	/
	印	印	印	印	印

※ 1回目は初出荷の7日前にはJAへ提出下さい。

※ 收穫が長期に亘るため、月に1度はJAへ提出してください。

◆施肥記録

※化学肥料由来窒素成分量 { ★ 通常基準 3.30kg/1畝
★ 暫定基準 4.17kg/1畝 }
※堆肥施用量基準 200kg~500kg/1畝

(暫定又は通常基準、何れかの★印に○をして下さい)
暫定基準は(H25.9月の台風18号の被害を受けた圃場)
(★印に○が無ければ、通常基準と見なします)

1. 元肥 ※ 堆肥の投入は、京都こだわり栽培指針の必須要件です。

施用日	肥料名	施肥量	購入先	1畝施肥基準
/	堆肥	kg	JA-()	200~500 kg
/	緑肥作物のすき込み	—	作物名: / 播種日: /	緑肥作物を栽培し、 全面すき込みする。
/	VS大地を守る	kg	JA-()	15~20 袋
/	苦土セルカ	kg	JA-()	10 kg
/	BMようりん	kg	JA-()	3 kg
/	珪酸加里	kg	JA-()	3 kg
/	万願寺甘とうPRO	kg	JA-()	35~40 kg
/		kg	JA-()	kg
/		kg	JA-()	kg

何れか必須

※化学肥料・化学農薬低減技術 (下表のこだわり記録の他に)

- ・B-T剤の利用
- ・土壌診断等に基づき、緑肥作物を栽培しすき込む
- ・土壌診断等に基づいた適切な有機肥料の施肥
- ・機械除草技術 等々

土壌分析結果等、添付

【堆肥 又はVS大地を守る等を基準量施用されない場合は、その理由を書いてください。】

2. 追肥 ※ 肥料は元肥・追肥ともに実際に施用した量を記入してください。

【追肥施用の有無 有 ・ 無】

肥料名	購入先	施肥日・施肥量									
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
燐硝安加里1号	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
万願寺甘とうPRO	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	JA-()	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
液肥等	JA-()	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
品名()	原液量で記入	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc
		ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml
液肥等	JA-()	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
品名()	原液量で記入	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc	cc
		ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml

◆作業記録 (畝立て・支柱立・整枝・剪定など)

作業日	作業内容 (農業散布・肥料施用の記入は所定の欄に)
/	耕起
/	畝立て
/	支柱の設置
/	整枝・剪定
/	遮光資材()・換気対策()
/	
/	
/	

◆こだわり防除記録 (防虫ネット・マルチなど)

作業日	作業内容 (化学肥料・農薬低減技術等)	有	無
/	肥効調節型肥料の基肥施用	有	無
/	局所施肥の実施	有	無
/	防虫ネットの設置	有	無
/	マルチ栽培[雑草]	有	無
/	ナス科の連作を回避	有	無
/	平面又はV字仕立ての実施	有	無
/	天敵利用による防除(天敵名:)		
/			